

# 第1章 総合的な学習の時間のカリキュラム作成

## 1 高等学校における自己の在り方生き方

高等学校学習指導要領解説総則編第1章第4款の2において、総合的な学習の時間のねらいが次のように示されていることから、高等学校では特に社会的アイデンティティの確立を目指す必要があると考える。

特に、高等学校の段階においては、…(中略)…社会に対する認識を深め、自己の在り方生き方について考え…  
(下線は本研究委員会による)

生徒一人一人のアイデンティティの確立を目指すためには、総合的な学習の時間の各学習活動において、生徒自身がこれまでの自分を振り返り、自己の現状を理解するとともに自己を発見し、自己のよさや可能性を見いだせるような計画がなされているかを点検することが必要である。また、そのアイデンティティの確立については、図1に示すように、社会的アイデンティティの確立へと広げていくようにすることが望ましい。

また、図2に示すように、生徒一人一人に、上述した学習指導要領解説総則編に示す社会での「在り方」を考えさせるとともに、未来への「生き方」を見いださせ、それを自己の進路に生かすような総合的な学習の時間のカリキュラムとなっているかを点検する必要もある。加えて、高等学校学習指導要領解説総則編の「総合的な学習の時間の評価」において、高等学校では、特に「思考力」「判断力」「表現力」の育成が強調されていることにも留意する必要がある。以上のことは、高等学校の役割の一つである社会への出口としての機能を十分に果たすためにも大切であると考えられる。

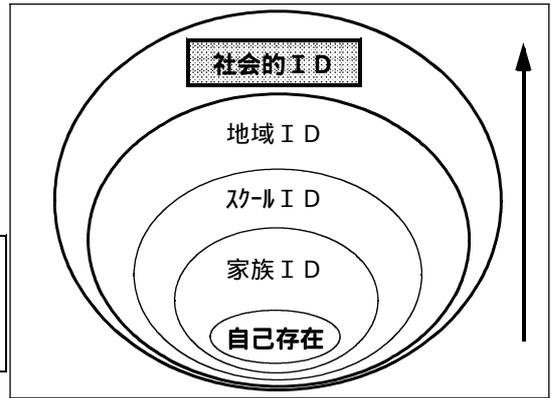


図1 自己の在り方 \* ID = アイデンティティ

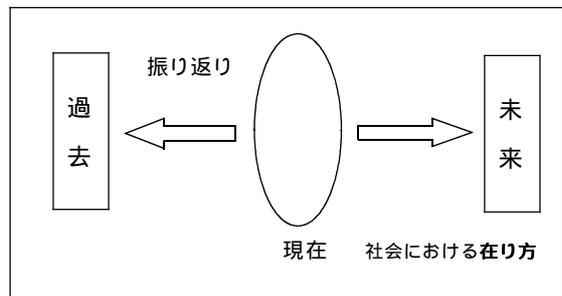


図2 自己の生き方の位置付け

## 2 カリキュラムのサイクル

総合的な学習の時間のカリキュラム改善を行うには、1頁の「はじめに」で述べたように、計画・立案 (Plan) 実施 (Do) 評価・点検 (See) 改善の検討 (Improvement) といった一連のPDSIサイクルでとらえていくことが大切である。

図3に示すように、各高等学校においては、来年度からの本格実施に向けて、総合的な学習の時間のカリキュラムが計画されていると予測するが、総合的な学習の時間の特性上、計画立案したカリキュラム(以下、計画カリキュラムと表記する)の実施においては計画段階では考慮できなかった様々な条件(工事による活動の場の変更、講師の体調不良による変更など)により、若干の変更が生じる可能性がある。総合的な学習の時間における各学習活動は、それらを調整したカリキュラム(以下、実施カリキュラムと表記する)に基づいて展開される。改善する基となるカリキュラムはこの実施カリキュラムである。

実施カリキュラムについて、評価の観点や評価規準などに基づいた観察やポートフォリオ及び

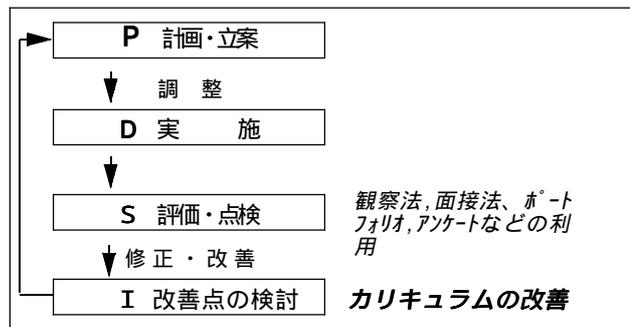


図3 PDSIサイクル

アンケートなどの記録を用い、「育てたい資質や能力」を生徒が確かに身に付けたかどうかを評価・点検することにより、更により総合的な学習の時間のカリキュラムとなるように改善を図っていくことが大切である。評価・点検して改善されたものは次年度の計画カリキュラムであり、このようにPDSサイクルの後にカリキュラムの改善を図ることが、各高等学校における総合的な学習の時間の充実につながると考える。このことは、保護者などへのアカウンタビリティ（説明責任）を果たす上でも大切である。

### 3 計画カリキュラムの考え方

計画カリキュラムを立てるためには、総合的な学習の時間のカリキュラム作成の流れを十分に理解しておく必要がある。次頁の図4にその概略図を示す。計画カリキュラムの段階では、教師、生徒以外にも教育行政機関や学校評議員、保護者、地域の人、協力者などの評価者の意見等を取り入れることも必要である。

総合的な学習の時間のカリキュラムを作成する際、まず初めに検討すべきことは、「A 学校の教育目標」である自校の生徒像を明確にし、教育目標の分類（自己実現、個性化、能力の伸長など）をするとともに、それらの関係（配列・関連性・バランス）を明らかにすることが必要である（以下分類系と考える）。そして、学校の教育目標を実現するために、総合的な学習の時間と各教科及び特別活動との関係や横断の有無を検討し、それらの関係を明確に位置付け、「B 学校全体のカリキュラム編成」を行うことになる。

次に、高等学校学習指導要領に示された総合的な学習の時間のねらいや学習活動の例示及び配慮事項等を踏まえ、「A 総合的な学習の時間の目標」を設定する。「A 総合的な学習の時間の目標」は、各学校の特色を生かした実践を行うためにも、自校の目指す生徒像をより具体化したものとするのが望ましい。また、全教職員の共通理解の下に、総合的な学習の時間で育てたい資質や能力を明確にしておくことも大切である。

「A 総合的な学習の時間の目標」が設定されたならば、「B 総合的な学習の時間の目標の分類系」に基づき、各学習活動を実施する際の配列や各教科・特別活動との配列、関連性、バランス等を考慮し、総合的な学習の時間の全体カリキュラムを編成する。この際、中学校で身に付けた資質や能力及び県の高等学校活性化事業の成果等を踏まえることが望ましい。

「B 総合的な学習の時間のカリキュラム編成」がなされたならば、「C 各学習活動の目標の分類系」に基づき、「D 各学習活動の目標」を設定する。「D 各学習活動の目標」は、「A 総合的な学習の時間の目標」をできるだけ具現化できるように、焦点を絞ったものが望ましい。「D 各学習活動の目標」が設定されたならば、その実現を目指した「E 具体的な学習活動」を考える。この際、各学校において育てたい資質や能力を考慮した活動となるよう留意したい。

具体的な学習活動は、「E 学習内容」により「D 各学習活動の目標」を実現できるものとするのが大切である。「F 生徒」については資質・能力はもちろんだが、関心や意欲等についても事前に十分把握しておく必要がある。次に「G 活動の場」と「H 授業者」についてであるが、「

活動の場」は「E 学習内容」を充実させるために校内にとどまらず校外についても検討することが望ましい。「H 授業者」は、「G 活動の場」によって教師ではなくゲストティーチャー等の協力者に依頼することもある。その場合、教師は観察者となり、生徒の動向や進歩した点などを的確に見取ることが大切になってくる。「I 評価手段」は「J 評価の観点」「K 評価規準」を基に、生徒の自己評価やポ・トフォリオ、授業者（授業者が教師でない場合は観察者である教師）による観察法、面接法などによって行うこととなる。

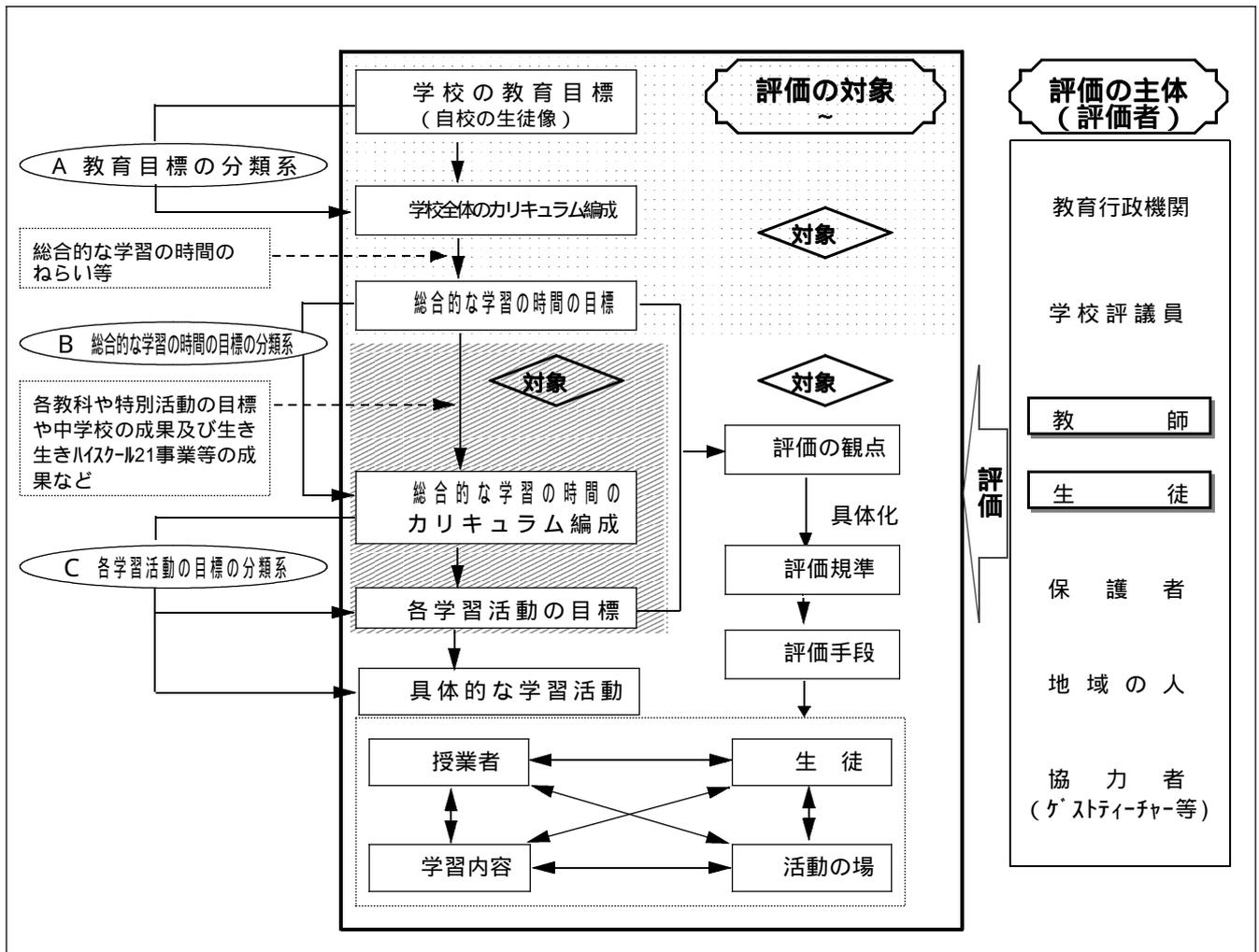


図4 計画カリキュラム作成の概略及び評価の主体と対象

#### 4 評価の主体と対象

図4に示すように、評価の主体として教師、生徒以外にも教育行政機関や学校評議員、保護者、地域の人、協力者などが考えられる。教育行政機関や学校評議員の評価については、必要に応じて指導を仰がなくてはならないが、どのような評価の対象(図4の ~ )であってもアカウントビリティ(説明責任)を果たすことが大切である。保護者や地域の人々の評価については、具体的な学習活動で理解や援助を得ることが必要となることにも考慮すべきである。協力者については保護者や地域の人、まれに教育行政機関や学校評議員、地域外の人であることも考えられる。これらの協力者がゲストティーチャーである場合は、必然的に教師は観察者となるが、より良い指導をしてもらうためにも評価の対象(図4の ~ )を基に密な説明や打合せをすることが望ましいと考える。

評価の対象としては図4の から があるが、これらを<対象><対象><対象>に大きく分けた。評価の対象が多く、整理して考えるためである。この他にも、様々な組織や団体の機構などの社会環境、活動の場における気象条件や地形などの自然環境などがあるが、社会環境は生徒一人一人によって微妙に異なる。同じ環境でも生徒によって様々な受け取り方があるからである。これは自然環境も言えることである。しかし、ここでは個々に対応することは困難であることから範疇外とし、対象に加えないこととした。